

第 68 回人口・社会統計部会議事概要

- 1 日 時 平成 27 年 12 月 28 日（金）13:00～14:25
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室
- 3 出席者
（部 会 長） 白波瀬 佐和子
（委 員） 嶋崎 尚子、永瀬 伸子
（専 門 委 員） 齋藤 博
（審議協力者） 美添 泰人（青山学院大学経営学部プロジェクト教授）、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、神奈川県
（調査実施者） 厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室：
中村室長ほか
（事 務 局） 内閣府大臣官房統計委員会担当室：伊藤室長、廣瀬調査官
総務省政策統括官付統計審査官室：谷輪統計審査官、佐藤調査官ほか
- 4 議 題 「国民生活基礎調査の変更について」
- 5 概 要

前回の部会審議において整理、報告等が求められた事項について審議が行われた。

その結果、一部の意見を受けて、厚生労働省において再度説明資料を整理し、次回部会において報告することとされた。

主な意見は以下のとおり。

<主な意見>

(1) 調査単位区の設定方法について

- ・ 国勢調査（総務省所管の基幹統計調査）では、調査員に調査区要図とともに、建物に世帯名の入った民間業者作成の住宅地図等を渡していることから、調査員は、あらかじめ現況に近い情報を把握した上で調査区を巡回しており、最終的に手書きにより現況を反映させた調査区要図を完成させている。

したがって、単位区間で世帯数がある程度均等にするということならば、少々古い住宅地図であっても、おおよそ現況に近い情報を得られることから、これを用いて事前に調査実施者において、調査地区を単位区に分割することが可能ではないかと考えている。単位区の設定を厳密に行うことよりも、調査員の負担を軽減の上、一定の精度を確保することの方が重要ではないか。

→ 本調査では、4月下旬に調査員が準備調査を実施し、約 50 世帯の国勢調査の調査区を 25 から 30 世帯程度の単位区に 2 分割しているが、例えば、5 年周期の国勢調査の後に、ある調査区でマンションが建設されたため 50 世帯から 200 世帯に世帯数が増加した場合は、更に細かく分割することがあり得ることから、御提案の方法を直ちに採用することは困難であると考えている。

→ 調査地区内の世帯数は、調査員が準備調査で巡回の上、確定することになるものの、その結果によって調査地区の設定を見直すことを考えていないことから、単位区の設定についても、調査員が巡回の上、設定するのではなく、調査実施者があらかじめ住宅地図等を利用して設定する余地があるのではないか。

→ 調査実施者では、国勢調査の調査区から抽出している調査地区と本調査の準備調査の結

果を比較して、どのくらいの調査地区で何%程度の世帯数の乖離が生じているのかといった情報を保有していると考えられることから、そのような情報を提示し、現状がどうなっているのか説明した上で、この御提案について、どこまで実施可能なのか積極的に検討していただくことが重要であると考えている。

なお、「国民生活基礎調査の標本設計・推定手法等に関する研究会」報告書（平成 23 年 3 月。以下「平成 23 年 3 月の報告書」という。）では、「国勢調査地区の問題点について」として、国勢調査とのタイムラグによる情報の劣化については、「国勢調査地区情報が更新される前後の年で極端な結果の差は観察されないので、影響は少ないとみることができる」と述べられている。

- ・ 国勢調査には、調査区の基礎単位となる「基本単位区」^(注)があり、おおむね 20～30 世帯で構成されていることから、1つのアイデアとしては、この基本単位区を本調査の単位区として利用することが考えられる。

(注) 住居表示に関する法律（昭和 37 年法律第 119 号）第 2 条第 1 号に基づく街区又は街区に準じた境域を基準としており、その境界となる地形・地物が大幅に変更されるなど特別な事情がない限り、これを変更することなく踏襲することとされている。

- ・ 調査員による準備調査において調査地区内の正確な世帯数を把握し、精度を上げるために単位区を設定の上、所得票による調査を実施しているところであり、所得票の回収率が低下している中、調査地区内の世帯数が減った場合、準備調査によらずに単位区を設定することは結果精度の観点から疑問である。

→ 一連の議論は、本調査が集落抽出により調査対象世帯を選定の上実施しているといった特徴を踏まえたものである。集落抽出のメリットなどは十分に承知しているが、今後、なぜ無作為抽出による調査を実施しないのかといった議論にもつながる可能性があるのではないか。そのような議論となる前に、集落抽出を前提とした上で、現行の調査設計を見直す余地がないのか、引き続き検討していくというスタンスが重要ではないかと考えている。

- ・ 平成 23 年 3 月の報告書で指摘されていることについて、調査実施者として継続的に検討していくことが必要であると考えられるものの、今回調査においては住宅地図等を利用した単位区の設定が困難であることは了承することとする。

(2) 推計方法について

- ・ 調査員が巡回して作成している単位区別世帯名簿では、面接不能世帯を除いて世帯員数がある程度把握していることから、これを活用して世帯類型（単独世帯、単独世帯以外の世帯）別に事後層化を行った上で比推定を行う余地はないのか。また、家計調査（総務省所管の基幹統計調査）等では、調査拒否の世帯について、世帯の基本的な属性だけでも把握する取組を行っており、本調査の調査方法の改善に向けて検討を行なう際に参考にしてほしい。

- ・ 平成 23 年 3 月の報告書では、国勢調査の結果を利用して推計値の補正を試みた際、世帯類型別・世帯主年齢階級別に層化しており、その際の年齢階級の幅は 5 歳となっているが、総務省所管の家計に関する基幹統計調査では、単独世帯の年齢階級の幅を 3 区分（35 歳未満、35～59 歳、60 歳以上）で層化の上、推計値を補正している。本調査でも県単位での補正において検討の余地があるのではないか。

→ 調査地区単位での属性別調査対象世帯数が分からないことから、県単位でも正確な把握ができないため、御提案の補正方法を導入することは困難であると考えている。

- ・ 平成 23 年 3 月の報告書では、平成 22 年については、本調査と国勢調査が同じ年で実施されているので、このデータを用いて、更に検証する必要があると記載されており、これは継続的に検討する必要があるということである。調査実施者として、更なる改善に向けて検討していただきたい。
 - 平成 17 年国勢調査結果の世帯類型別世帯数を用いた推計値の補正において、属性別世帯数は合うものの世帯員数に乖離が生じることから、世帯類型別の層化による推計は妥当でないことを十分に説明する反証材料となっており、仮に平成 22 年のデータで一定の改善がみられたとしても、御提案の推計方法は採用できないものとする。
- ・ 前回の本調査に係る部会審議において、補正の方法については府省横断の場等で更に検討することが望ましい旨の議論があり、また、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 26 年 3 月 25 日閣議決定）でも府省横断的な統計上の課題について検討、取組の推進を図るといった記述がある。これまでの研究結果を積極的に提供した上で、府省横断の場等で議論していただきたい。
 - 府省横断の場等で検討するとしても、調査実施者が積極的に検討材料を提供することが必要であり、単に府省横断の場等で検討すればよいという姿勢では好ましくないと考える。
非標本誤差はサンプリングに係る問題でもあり、サンプリングの在り方については、各府省で共通する課題を抱えていることから、府省横断の場等で検討することが考えられるとしても、本調査には独自の特徴があることから、これに関する情報を十分に整理しておく必要があるのではないかと考える。
- ・ 推計方法の精緻さを求めることも考えられる一方で、回収率をどのようにして向上させるのか、また、全数調査である国勢調査の母集団情報と本調査の準備調査による名簿情報により整備されている二次的擬似母集団との間の乖離の状況がどのようになっているのか明らかにすることが重要であるとする。
- ・ 平成 17 年国勢調査結果を用いた推計値の補正を行った場合、世帯員数について、総務省人口推計から乖離が生じていることについて、80 歳以上を除けば、実数ではなく比率でみると、推計誤差の範囲に比べて決定的な差があると思えない。また、80 歳以上は誤差が大きいものの、全体でみると相対誤差率としては許容できる範囲かもしれない。
 - 80 歳以上世帯員数が総務省人口推計に比べて過少なのは、本調査がそもそも社会福祉施設等の入所者を調査対象外としているからであろう。介護等の入所者分だけ、国勢調査より高齢世帯員人口が少ないのはむしろ正しい推計値と考えられる。

6 次回予定

次回部会は、平成 28 年 1 月 18 日（月）12 時 45 分から総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室において開催することとされた。